

平成12年5月までに建てられた 新耐震基準の木造住宅の 耐震化支援を開始します！！

令和8年4月
支援対象拡充



川崎市では、これまで旧耐震基準の木造住宅を対象としていた耐震診断士派遣制度と耐震改修助成制度を平成12年5月以前に建てられた新耐震基準の木造住宅に対しても令和8年4月から支援対象として制度拡充します。



○新耐震基準の木造住宅でも耐震化は必要なの？



自分が住んでいる木造住宅は平成12年よりも前に建てた新耐震基準の建物だけど耐震化は必要なの？

過去の地震災害では平成12年以前の新耐震基準の木造住宅でも一部で被害が出ているので耐震性能の確認や耐震化を推奨しています！



令和6年1月に発生した能登半島地震や平成28年4月に発生した熊本地震では昭和56年以前の旧耐震基準の木造住宅に加えて平成12年以前の木造住宅の一部でも倒壊等の被害が報告されています。平成12年以降の建物と同等の耐震性を確保することで、倒壊などの可能性を軽減することができます。

←令和6年能登半島地震における木造の建築時期別の被害状況の割合(%)
【出典:国土交通省・建築研究所】

○どのような耐震化支援制度があるの？



新耐震基準でも耐震化が必要なのは分かったけど川崎市ではどのようなことを支援してもらえるの？

川崎市では2つの支援制度を用意しております！
詳しくは裏面(耐震化の支援制度)をご覧ください



耐震化の支援制度



川崎市では、以下の耐震化支援制度があります。

支援制度① 木造住宅診断士派遣制度

川崎市が**無料**で耐震診断士を派遣します。

平成12年5月31日以前に建てられた建築物は耐震性が低い可能性があります。川崎市では、次の対象建築物の耐震診断を行う耐震診断士を無料で派遣しています。(耐震診断士とは、川崎市が耐震診断士として登録した建築士の資格を持つ専門家です。)

■ 対象建築物

- ・平成12年5月31日以前に建てられたもの
- ・木造2階建て以下のもの(一部鉄骨造等の混構造は対象外)
- ・住宅(一戸建て住宅、共同住宅又は長屋(店舗等の用途を兼ねるものを含む。))
- ・木造在来工法のもの(ツーバイフォー工法・パネル工法は対象外)

支援制度② 木造住宅耐震改修助成制度

川崎市が耐震改修工事にかかる**費用の一部を助成**します。

平成12年5月31日以前に建てられた木造住宅で耐震性が低いものについて、耐震性を高めるための工事にかかった費用の一部を助成します。(受付期間:毎年度4月～10月末)

■ 対象建築物

- ・平成12年5月31日以前に建てられたもの
- ・木造2階建て以下のもの(一部鉄骨造等の混構造は対象外)
- ・住宅(一戸建て住宅、共同住宅又は長屋(店舗等の用途を兼ねるものを含む。))
- ・木造在来工法のもの(ツーバイフォー工法・パネル工法は対象外)

ただし、以下に該当する場合は対象外となります

- ・明らかに建築基準法に適合しないもの ※職員が現地調査を行います。

■ 助成額

建物全体の改修	一般世帯 (非課税世帯以外の世帯)		非課税世帯 (市民税が非課税である世帯)※	
	補助率	限度額	補助率	限度額
耐震改修計画	4/5	200,000円	4/5	200,000円
補強工事(工事監理含む)	4/5	1,100,000円	4/5	1,600,000円
計		1,300,000円		1,800,000円

部分改修	一般世帯 (非課税世帯以外の世帯)		非課税世帯 (市民税が非課税である世帯)※	
	補助率	限度額	補助率	限度額
耐震改修計画	2/3	200,000円	3/4	200,000円
補強工事(工事監理含む)	2/3	800,000円	3/4	1,150,000円
計		1,000,000円		1,350,000円